

インド・パキスタン分離独立～コミュニズムと政治

平成 26 年 6 月 25 日

水野光朗

1. はじめに

本講で明らかにすること：

1. インド・パキスタンの分離独立にとって、宗教は重要な意味を持っていた。しかしながら、重要な役割を果たしたのは、宗教それ自体ではなく、宗教を自らの政治的な目標のために用いた政治勢力である。
2. 政治的理念としてのセキュラリズムと、現実の政治としてのセキュラリゼーションの異同を明確にする。

2. イギリスの分割統治政策とインド

a) 1919 年インド統治法

制限分離選挙制の導入

b) 1916 年 12 月ラクナウ協定

会議派、ムスリム分離選挙制の承認、連盟、インドの完全自治の実現を目指して会議派と共同歩調をとる

c) 1918 年トルコ降伏、戦勝国軍のコンスタンティノーブル占領

1919 年 9 月中央キラーファト委員会成立

1920 年 8 月～キラーファト運動の大衆化

非協力運動の展開

d) 1922 年 2 月チャウリーチャウラー事件

「… ガンディーは、この事件が非暴力抵抗の精神に反するもので民衆を運動に引き入れたのはまちが이었다として、大衆運動を中止した。」

加賀谷寛著、『南アジア現代史 II』、山川出版社、1977 年、107 ページ。

3. コミュニズム

a) 1927 年連盟の分裂

「1920年代はじめに、全国的な反英大衆闘争として展開されたキラーフアト擁護の非暴力非協力抵抗運動の影響でムスリム連盟の力は衰え、内部にもキラーフアト運動の支持者と新英的な立憲主義者との対立が生じた。」

加賀谷寛、同、115 ページ。

b)1935年インド統治法

藩王国も含む、連邦制を採用

中央に部分的なインド人の責任自治を認める

州には全面的なインド人の責任政府

「1935年統治法の連邦条項はインド連邦加入に藩王国が消極的であり、またインド側の一致した反対が集中したため、イギリス政府は施行を断念した。」

加賀谷寛、同、122 ページ。

c)1937年選挙

会議派大勝、8州で州政権

連盟大敗

「州議会選挙の勝利をインド国民大衆の支持としてうけとめ自信をつけた会議派中央指導部がその後にとった施策は、コミュニナリズムや少数派コミュニティー問題のもつ重みに十分な配慮を欠いていた。」

「州政府組閣問題でも会議派中央指導部は、コミュニナリズム・少数派問題を配慮してムスリム連盟に複数の閣僚ポストを譲歩し連立政権をつくるか、または土地改革などの選挙公約を効率的に立法化し実施するために、単純に多数支配の原理に従って会議派単独政権とするのかの選択で、後者の立場をとった。」

加賀谷寛、同、127 ページ。

4. ラホール決議

a)1937年連盟ラクナウ大会

会議派と決別、大衆化

b)1940年3月連盟ラホール決議

ムスリム独立諸国家の要求、大衆化の進展

c)1946年選挙

「… そのころの共産党はインドを構成する諸民族の自決権と分離権を認めた連邦構想を打ちだして、パキスタン運動に同情を示しつつ、国民会議派とムスリム連盟の協調をはかり、“統一民族戦線”を結成しようとしていた。」

加賀谷寛、同、158 ページ。

5. 小括

1. 分離独立

連盟、会議派、イギリスの三者すべてが共同で生み出したもの。連盟、会議派、イギリス単独に責任のあるものではない。

2. コミュナリズム

政治と宗教のかかわり方の問題にとどまらず、宗教を一つの「項」とした共同体のあるべき「姿」が投影される。

3. セキュラリズムとセキュラリゼーション

セキュラリズム＝政治理念

セキュラリゼーション＝現実の政治

州政権

イギリス領州	議席総数	ムスリム 分離議席数	国民会議派	ムスリム連盟	その他主要政党
連立 アッサム	108	34	35	9	
KPP+NL ベンガル	250	119	54	40	農民大衆党38
C ビハール	152	40	95	—	
C ボンベイ	175	30	88	20	
C 中央州	112	14	71	—	
C マドラーズ	215	29	159	10	正義党17
C (連立) 北西辺境州	50	36	19	—	
C オリッサ	60	4	36	—	
U.P. パンジャープ	175	86	18	2	国民連合党88
統一党 スイन्द	60	34	8	—	統一党18
C 連合州	228	66	133	27	農業者党16
合計	1585	492	716	108	761

州議会選挙の結果 (1937年)

出所: 加賀谷寛 著、『南アジア現代史II』
山川出版社、1977年、123ページ。

イギリス領州	議席総数	ムスリム 分離議席数	国民会議派	ムスリム連盟	その他
アッサム	108	34	58	31	19
ベンガル	250	119	86	113	51
ビハール	152	40	98	34	20
ボンベイ	175	30	125	30	20
中央州	112	14	93	13	6
マドラーズ	215	29	165	29	21
北西辺境州	50	36	30	17	3
オリッサ	60	4	47	4	9
パンジャープ	175	86	51	75	49
スイन्द	60	34	22	27	11
連合州	228	66	155	55	18
合計	1585	492	930	428	227

(注) 「その他」の主要政党は、ベンガルのヨーロッパ人23、パンジャープ
のアカリー党22と連合党20。

州議会選挙の結果 (1946年)

出所: 加賀谷寛、同書、154ページ。

アヌーブ大統領は軍部首脳と協議のうえ、三月二五日に全権をヤヒヤー・カーン陸軍総司令官に譲り渡した。ヤヒヤー・カーンは全国に戒厳令をしき、みずから戒厳令総司令官となった。こうしてアヌーブ政権は終わりを告げたが、それが直接的に民政の回復につながらなかったのは、反政府運動の限界と野党勢力の体質的な弱さのためであった。

4 パキスタン国家とイスラム・イデオロギー

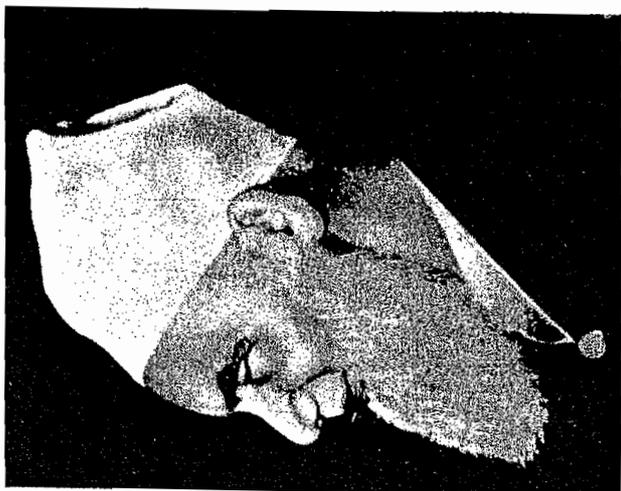
第二次大戦後に植民地支配から脱して独立したアジア・アフリカの多くの国々のなかで、パキスタンはイスラムを独立運動のイデオロギーとし、イスラムを独立後の国家理念として採用した特異な国であると一般に考えられている。独立後の国家建設の過程でパキスタンはさまざまな困難に直面し、そのたびに国民は対立と分裂の傾向を強めるばかりであった。その原因について、一方では国家的統一を保つために国民にむりやり「イスラム国家」を押しつけたからだという見方と、他方では建国後にイスラムの社会の確立を怠ったからだとする主張がなされている。

パキスタン運動はムスリム連盟の指導によってムスリムの広汎な階層の支持をうけて展開した

が、それはけっして宗教運動ではなく、「イスラム国家」あるいは「イスラムの社会」の実現を目標としてうたっていたわけでもなかった。この運動がめざしたのは、ムスリムの分離独立国家パキスタンをインド亜大陸のなかでムスリムが多数を占めている地域につくることであって、その国をイスラム的なものとするか否かについては建国後に決めるべき問題として慎重に避けられた。それはパキスタン運動を、ムスリム連盟のおもな社会的基盤である近代的高等教育を受けたムスリム中間階級や地主だけでなく、伝統主義的ウラマーやムスリム大衆にまでひろげるためにはどうしても必要なことであった。

独立まえには伝統主義的宗教指導者であるウラマーの政治組織の大部分は一貫して国民会議派の指導下にとどまった。かれらはムスリム連盟を非イスラム的な世俗的エリートの政治組織であるとみなし、パキスタンを建国してもイスラム法に即した社会の実現にはなにも役立つはずがないと考えて、それに反対した。会議派系ウラマーとは別に、反動的なジャマアティ・イスラミーも、パキスタン運動を本質的に非イスラム的性格のムスリム連盟による欺瞞とみなして強く反対し、イスラム社会体制の復興を叫んでいた。これらのウラマーの反対は、自分たちの保守的なイスラム律法学者としての狭小な立場からなされたものであるが、一面ではムスリム連盟の性格とパキスタン運動の表裏の矛盾をつくったものであった。

一方パキスタン運動末期の一九四五年にウラマーの一部がシャッビール・アフマド・ロウスマー



シャリーフ・アブドゥル・マニム

ニーを代表とする宗教団体シャミールウラマエーイスラームを組織し、ムスリム連盟にむすびついた。かれらはムスリム連盟の主導でパキスタンが生まれたら、そこにウラマエーの指導するイスラム国家をつくらうと目論んでいた。そしてムスリム民衆にイスラム的社会的実現を訴えた。民衆にとってパキスタンは自分たちの切実な社会・経済的問題が解決される、いままでとは違っ

た新しい国家となるはずであった。こうしてムスリム連盟はムスリム諸党派の“統一戦線”を装うことができ、パキスタン運動はムスリム連盟の指導層が現実的な政治的打算としてはじきだした枠を越えて、さまざまな階層のムスリムが支持する建国運動に発展した。

パキスタン国家が成立すると、政府と与党ムスリム連盟は微妙なシレンマに立たされた。それは、一方でパキスタン運動が樹立をめざした“ムスリム国家”のイスラム的性格をはつきりとは否定できず、他方で実質的に世俗的な近代の民主主義国家を志向したことから生じたものである。国家理念としては、分離独立後のインドは政治的コミューナリズムを克服するために国家体制から宗教を排除して“政教分離主義”の立場をとったが、反対にパキスタンは“イスラム国家”をか

がげた。そのためにインドは政教分離国家、パキスタンは宗教国家だと対比され、パキスタン国家のイスラム的性格が過大に理解されがちである。しかしこの問題を正しくとらえるために、“セキユラリズム”と“セキユラリゼーション”の二つの概念をはつきり区別しておく必要がある。“セキユラリズム”とは理念上の政教分離の原則のことであり、“セキユラリゼーション”とは理念とははなれた現実の法律・政治・社会のレヴェルでの政教分離過程である。独立後のパキスタン政府は、“イスラム国家”をかかげながらも、明らかにセキユラリゼーションを追求してきたといえる。一方インドのとったセキユラリズムの理念も、それと現実の植民地時代から引きついだ政治・社会とのあいだには当然大きな距離がみられる。

ムスリム連盟は建国運動にムスリムの広汎な階層・勢力を結集するために“ムスリム国家”というシンボルに訴えたのであり、建国後にはいつそはつきりと“イスラム国家”を前面に押しだして国民的統合をはかろうとした。パキスタンの政治指導層はこうしたシンボル操作で一九三五年インド統治法の“世俗的”な立場が保持できると考えていた。

このようないわゆる“近代派ムスリム”の立場は、パキスタン独立の三日まえの一九四七年八月一日に行なわれたシンナーの制憲議会議長の就任演説にみることができる。そのときかれは独立後のパキスタン国家と宗教の関係についてつぎのように述べた。「みなさんがどんな宗教・カースト・信条の者であらうと、それは国家の運営にはなんのかわりもありません。……とき

が経つにつれてヒンドゥーはヒンドゥーでなくなり、ムスリムはムスリムでなくなります。ただ、それは各人の個人的な信仰、つまり宗教的にそうなるというのではなくて、パキスタン国家の市民として政治的な意味でそうなるのであります。この発言は、政教分離国家パキスタンを示唆したものであり、「国父」ジンナーが一般に誤まって伝えられているような、「イスラム国家」理念の頑迷な信奉者などではなくて、かれ自身もかれがひきいたムスリム連盟も本音としてはむしろ「セキユラリズム」にごく近い慎重な立場をとっていたことを教えている。

しかしパキスタン運動に参加した知識人は「イスラム国家」理念にある種の社会変革を求め、また右派のイスラム国体論派もイスラム法の現代的適用とイスラム的社会秩序の即時実現を考えていた。

地域的にみると、国民的統合あるいはイスラム的社会秩序の実現のシンボルとしての「イスラム国家」のうけとり方は西パキスタンで熱狂的で、しかもペンジャブ・スインドなどの在来住民よりも、むしろ分離独立にともなうインドから押されたされたり、自発的にインド内の故郷を棄てた避難民のあいだにいつそう強かった。しかし東パキスタンでは、「イスラム国家」のうけとり方には、西パキスタン側とのずれが生じ、ときの経過とともにその溝は深まっていた。のちに東パキスタン内の州自治運動から発展して誕生したベンガラデシは、パキスタン時代の「イスラム国家」理念をついに拒否し、政教分離主義へと転換するにいたる。

憲法論争

この「イスラム国家」をめぐる議論はパキスタン制憲議会でもなかなかまとまらず、一九四九年三月になってようやく憲法目標決議として合意が成立した。この決議は、「全世界の主権はひとりアッラーにのみ属する。アッラーが定めた範囲内で、パキスタン国家に付託され国民によって行使される権限は、神聖な委託である」として、主権在民はアッラーの委託したものという形式をとった。こうしてイスラムの枠内で近代的な議会民主主義を認め、同時に自由・平等・寛容・社会正義の原則が守られるとしている。つづいて、「ムスリムは個人としても社会的にも『コーラン』とスンナに定められたイスラムの教義とその要請に準じた生活ができる」と宣言し、また少数派非ムスリム国民の信教の自由をも認めた。制憲議会は、こうしたイスラムに関する規定をも含めて、目標決議を将来の憲法前文におりこむよう決議した。

パキスタン国家のイスラム的性格に関するこの決議は、政府・ムスリム連盟内の近代派のイスラム解釈から、伝統主義的ウラマーや右派の宗教団体の要求までをつつみこんだものであった。このような妥協がはかられたのは、政府が保守派のウラマーやイスラム派諸党派からの「イスラム国家」の要求をそのまま突っ走らせるのではなく、一定の枠のなかにおさえこむ必要があったからである。事実、この決議が採択されてからは、ジャマアト「イスラミー」もそれまで行ってきたパキスタン反対の言動を中止した。

しかし憲法目標決議以後、憲法制定過程において「イスラム国家」の性格をめぐる論争と対立